

戸籍謄本の取得方法について

- 戸籍謄本は、一番新しい戸籍（被相続人様の死亡の記載がある戸籍）から、古い戸籍に遡って請求していきます。
- 2024年3月1日より戸籍謄本の広域交付が開始され、市区町村の窓口において、現在の本籍地以外（行政区が違っていても）の戸籍謄本の取得が可能です。ただし、一部条件や発行できない場合もありますので、役場へご確認のうえ取得ください。
- 戸籍謄本取得方法は、以下のいずれかの方法があります。

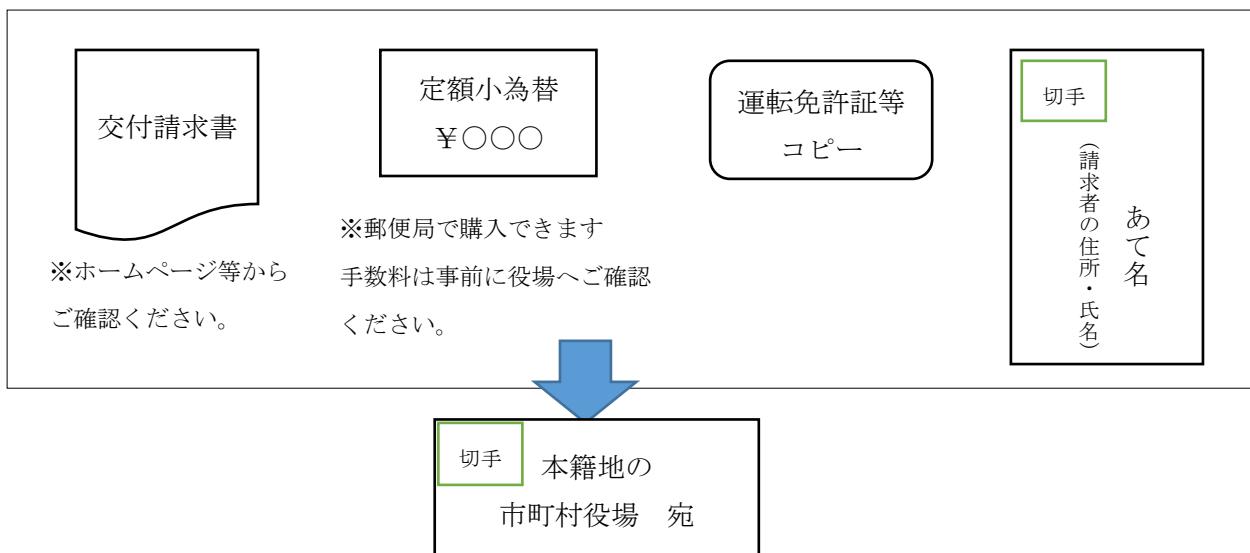
◆市区町村役場の窓口で請求する

- ・**亡くなられた時の本籍地の市区町村役場へ①～③を伝えてご依頼ください。**
- ① 相続手続きで被相続人様（お亡くなりになられた方）の出生から亡くなるまでのすべての戸籍が必要であること
- ② この役場でとれる戸籍をすべて申請したいこと
- ③ また、この役場だけでは必要となる書類が揃わない場合は、戸籍謄本を揃えるにあたって必要な内容、「どこの役場（従前の本籍地等）に誰の氏名（戸籍筆頭者もしくは戸主名）で戸籍を請求すればよいか」を役場の窓口で教えてもらうこと

☆市町村によっては、各証明書発行コーナーで請求できる場合もあります。

◆郵送で請求する

- 郵送で申請する場合、一般的には、『申請書』『手数料分の定額小為替』『送料分の切手を貼った返信用封筒』『本人確認書類（運転免許証等）の写し』を同封します。



- 申請書類や手数料は各自治体によって異なりますので、請求される本籍地の役所に事前に電話で照会するか、ホームページを参照に申請方法をご確認ください。